

青森県報

第四千百十六号

平成二十八年
二月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課) 一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同) 一
右 同.....	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同) 二
公共測量の終了.....	(監理課) 三
右 同.....	(同) 三
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	(建築住宅課) 三
教育委員会	
青森県費負担教職員の人事評価に関する規則.....	(教職員課) 四
青森県立学校職員の人事評価に関する規則.....	(同) 六

告

示

青森県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
根城内科循環器科リハビリテーション科 はら眼科 藤原内科 ふじた歯科 十和田歯科醫院	八戸市根城七の四の一八 五所川原市中央一丁目四〇の二 十和田市大字三本木字北平一一五の八 弘前市大町一丁目三の一〇 十和田市西二番町二の八	平成二七・三・三 " " " 二七・三・七

青森県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
根城内科循環器科リハビリテーション科 はら眼科 藤原内科 くりの木デンタルクリニック	八戸市根城七丁目四の一八 五所川原市中央一丁目四〇の二 十和田市大字三本木字北平一一五の八 弘前市大字新町八九の一	平成二六・一・一 " " 二六・一・六

坂上歯科 アサヒオリジナル調剤 薬局 いちい薬局五所川原芭蕉店 しんまち薬局	野辺地町字野辺地二五九の三 弘前市大字宮川一丁目二の二 五所川原市字芭蕉一五の二三 むつ市新町一〇の二二	二六・一・一 二七・一〇・一 二六・二・一 "
--	---	----------------------------------

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名	事業者		事業所	指定年月日
	主たる所在地	名称		
株式会社アライブコーポレーション	八戸市城下一丁目五の三 ワンサンフラワー四〇五	あおい訪問看護ステーション	八戸市大字新井六 八戸市大字八森平一の六	平成二六・二・一元
株式会社しずく	岩手県盛岡市小杉山一五の三	しろがね訪問看護ステーション	八戸市大字白銀五 町字堀ノ内六の五	二六・二・一

青森県告示第百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

示す。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
はら眼科 十和田歯科醫院	五所川原市中央一丁目四〇の二 十和田市西一番町二の八	平成二七・二・三 二七・二・七

青森県告示第百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
はら眼科 くりの木デンタルクリニック	五所川原市中央一丁目四〇の二 弘前市大字新町八九の一	平成二六・一・一 二六・一・六
坂上歯科 アサヒオリジナル調剤 薬局 いちい薬局五所川原芭蕉店 しんまち薬局	野辺地町字野辺地二五九の三 弘前市大字宮川一丁目二の二 五所川原市字芭蕉一五の二三 むつ市新町一〇の二二	二六・一・一 二七・一〇・一 二六・二・一 "

青森県告示第百三十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月二十六日まで

四 測量の地域

つがる市下牛潟町・稲垣町

青森県告示第百三十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 測量の期間

平成二十七年十二月七日から平成二十八年二月三日まで

四 測量の地域

つがる市稲垣町

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成二十八年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十八年七月三日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十八年九月十一日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十八年七月二十四日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十八年十月九日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、

二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の

証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日(月) から同月二十九日(火) まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

東京都千代田区紀尾井町三の六 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技

術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報

情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十八年三月二十二日(火) から同月二十九日(火) まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaenic.or.jp>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付

場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができなかった者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十八年四月七日(木) から同月十一日(月) まで

(二) 受験申込書受付場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 七階はまなす

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十八年八月二十三日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十八年十二月一日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十八年九月六日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十八年十二月一日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三 二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

教育委員会

青森県費負担教職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県費負担教職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十四条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第二条 人事評価は、非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施時期)

第三条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。
2 定期評価は、県教育長が定める日を基準日として、毎年定期に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、随時実施するものとする。

(評価期間)

第四条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、県教育長が定める。

(評価者及び調整者)

第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。

評価対象者	第一次評価者	調整者
	第二次評価者	
校長	市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）又は市町村教育長が指定した者	
教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者

教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員	教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者
---------------------------------------	----	----	----------------------

(定期評価の実施方法)

第六条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

2 能力評価は、職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を評価するものとする。

3 業績評価は、職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価するものとする。

4 職員は、県教育長が定める自己申告書により前二項の評価について自己評価するものとする。

5 第一次評価者は、職員の自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、助言又は指導を行うとともに、職員の自己申告書等を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、県教育長が定める標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、県教育長が定める評価票により評価するものとする。

6 第二次評価者は、職員の自己申告書等及び第一次評価者の評価結果を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、評価票により評価するものとする。

7 調整者は、第二次評価者の評価結果について特に必要があると認めるときは、県教育長が定めるところにより調整を行うことができるものとする。

(条件評価及び臨時評価の実施方法)

第七条 条件評価及び臨時評価は、県教育長が定めるところにより実施するものとする。

(評価結果の報告)

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が定める報告書により市町村教育委員会に報告するものとする。

2 市町村教育委員会は、人事評価の結果を報告書により県教育委員会に報告するものとする。

(評価結果の開示)

第九条 人事評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

とする。

(異論の申出)

第十条 前条の規定により開示を受けた職員は、人事評価の結果に異論があるときは、第二次評価者又は市町村教育長に対し、異論の申出をすることができる。

(個人情報保護)

第十一条 人事評価に関わる者は、人事評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報保護の保護について特に慎重を期さなければならない。

(保管の期間)

第十二条 人事評価に関する文書の保管期間は、五年間とする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県費負担教職員の人材育成・評価に関する規則(平成二十年三月青森県教育委員会規則第四号)は、廃止する。

青森県立学校職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、県教育委員会が行う県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員)

第二条 人事評価は、非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短

時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)(の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施時期)

第三条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、県教育長が定める日を基準日として、毎年定期に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、県教育長が定める時期に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育長が特に必要があると認める職員について、随時実施するものとする。

(評価期間)

第四条 人事評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)(は、県教育長が定める。

(評価者及び調整者)

第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。

評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
校長	県教育長又は県教育長が指定した者		
教頭、事務長	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員	教頭	校長	県教育長又は県教育長が指定した者
事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)	事務長		

(定期評価の実施方法)

第六条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

2 能力評価は、職員が職務遂行の過程で発揮した意欲及び能力を評価するものとする。

3 業績評価は、職員が職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）を設定した職務等の業績を評価するものとする。

4 職員は、県教育長が定める自己申告書により前二項の評価について自己評価するものとする。

5 第一次評価者は、職員の自己目標の設定及び日常の職務遂行に当たり、助言又は指導を行うとともに、職員の自己申告書等を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、県教育長が定める標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、県教育長が定める評価票により評価するものとする。

6 第二次評価者は、職員の自己申告書等及び第一次評価者の評価結果を踏まえ、職員が職務遂行上発揮した意欲及び能力並びに自己目標を設定した職務等の業績について、標準職務遂行能力、評価基準等に基づき、評価票により評価するものとする。

7 調整者は、第二次評価者の評価結果について特に必要があると認めるときは、県教育長が定めるところにより調整を行うことができるものとする。

（条件評価及び臨時評価の実施方法）
第七条 条件評価及び臨時評価は、県教育長が定めるところにより実施するものとする。

（評価結果の報告）
第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が定める報告書により県教育委員会に報告するものとする。

（評価結果の開示）
第九条 人事評価の結果は、県教育長が定めるところにより職員本人に開示するものとする。

（異論の申出）
第十条 前条の規定により開示を受けた職員は、人事評価の結果に異論があるときは、県教育長が定める方法により、第二次評価者又は県教育長に対し、異論の申出をすることができる。

（個人情報保護）

第十一条 人事評価に関わる者は、人事評価に関する文書の取扱いに当たっては、個人情報の保護について特に慎重を期さなければならない。

（保管の期間）

第十二条 人事評価に関する文書の保管期間は、五年間とする。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 青森県立学校職員の人材育成・評価に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭